

地球温暖化対策基本法案に関する要望

平成 22 年 3 月
日本医師会

平成 17 年 4 月に閣議決定された京都議定書目標達成計画に基づき、日本医師会においては、「病院における地球温暖化対策自主行動計画」の基となる報告書を策定し、この自主行動計画を日本医師会及び四病院団体(日本病院会・全日本病院協会・日本精神科病院協会・日本医療法人協会)の連名により、自らの計画として正式に機関決定をしました。

更に、このたび日本医師会と四病院団体、及び東京都医師会との間で情報の共有や連絡等を図るとともに、各団体が具体的な地球温暖化対策をより一層推進するため、「病院における地球温暖化対策推進協議会」を設け、自主行動計画のフォローアップに積極的に取り組んでいるところです。

このように、日本医師会を中心に医療団体をあげて地球温暖化対策に取り組んでいる中、国においてはかなり唐突に、温室効果ガスを 2020 年まで 25%削減する中期目標の設定や、地球温暖化対策税の創設、及び国内排出量取引制度の創設等を骨子とする「地球温暖化対策の基本法案」を、今通常国会に提出すると伺っております。

地球温暖化対策に積極的に取り組んできた医療団体として、現在進められている基本法案の策定プロセスや、その法案の内容については、必ずしも十分国民に理解されているものとは言えないとともに、国民の命を預かる医療の立場からも様々な課題を抱えていると考えており、基本法案に関し日本医師会として次のような考え方を示すとともに、要望をするものです。

1 基本的考え方について

日本医師会では、人類の生存には地球環境の保全と持続可能な社会の構築が不可欠であるとの認識に立ち、①環境に配慮した医療活動の推進、②環境保健教育の推進、③国民に向けた環境保健の啓発と身近な環境保健活動への積極的な取り組み、④安心して暮らせる安全で豊かな環境づくりに向けた政府等に対する働きかけ、の 4 つを大きな柱とする「環境に関する日本医師会宣言」を採択しています。

この理念から、「地球温暖化対策基本法」の基本的な考え方については理解をしておりますが、解決すべき課題も多くあるものと考えております。

2 策定プロセスについて

環境省が募集した「地球温暖化対策基本法」制定に関するパブリック・コメントにおいて、その「中長期目標」や「地球温暖化対策税・税制のグリーン化」及び「国内排出量取引制度」に反対意見が多く寄せられているように、法案自体に課題があったり理解されていない部分があることから、医療提供者を含めた国民の声が反映できる策定プロセスを早急にとっていただくことを要望します。

3 国内排出量取引制度や地球温暖化対策税について

「地球温暖化対策基本法」が目指す、国内排出量取引制度や地球温暖化対策税の創設に関しては、国民の生命を守りこれを支える国民皆保険制度への影響を十分配慮するとともに、その医療を担う医療機関等の経営の安定性、持続性が担保できる、診療報酬や補助金等の新しい財源制度の創設、さらには取引制度の仕組みづくりを併せて図ることを要望します。

4 中期目標について

現在自主行動計画で取り組んでいる、地球温暖化対策の大本となっている京都議定書締結に際しては、その実現を担う医療機関等事業者の声を反映するプロセスがなかったといっても言い過ぎではありません。

この法案では、中期目標は「すべての主要な国が、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる場合に設定される」とあり、これが非常にあいまいな目標表現となっていることから、これら目標にかかる国際的交渉プロセスの公正性や透明性を確保するとともに、その情報公開の仕組みを実現していただくことを要望します。

5 個別要望事項について

①医療用一酸化二窒素（N₂O、笑気ガス）について

医療用一酸化二窒素は、国民への医療の提供に際し必要不可欠なものであることから、その削減目標や排出者ごとの排出量限度の設定については、事業者である医療機関の安定的かつ持続的な運営に十分配慮していただくことを要望します。

②医療廃棄物について

感染性廃棄物を含む医療廃棄物は、医療用一酸化二窒素が医療行為に不可欠なことから同様に、医療行為に伴って必然的に発生するものであることから、温室効果ガス排出の抑制等の観点のみから、事業者たる医療機関の安定的かつ持続的な運営を阻害することのないよう十分配慮していただくことを要望します。

③「医療機関における資金調達支援の手立て」等について

国は、新たな事業の創出等を行うものに対する投資の促進、資金の融通の円滑化等を講ずるだけでなく、事業者たる医療機関に対する投資の促進や資金調達の支援に関する手立てを講じていただくことを要望します。

④医療機関や関係する団体の自発的活動への支援について

国は、医療機関の関係する団体等が、地球温暖化の防止等のための自発的活動を行うことを促進するため、その活動に対し補助金等による支援策を講じていただくことを要望します。

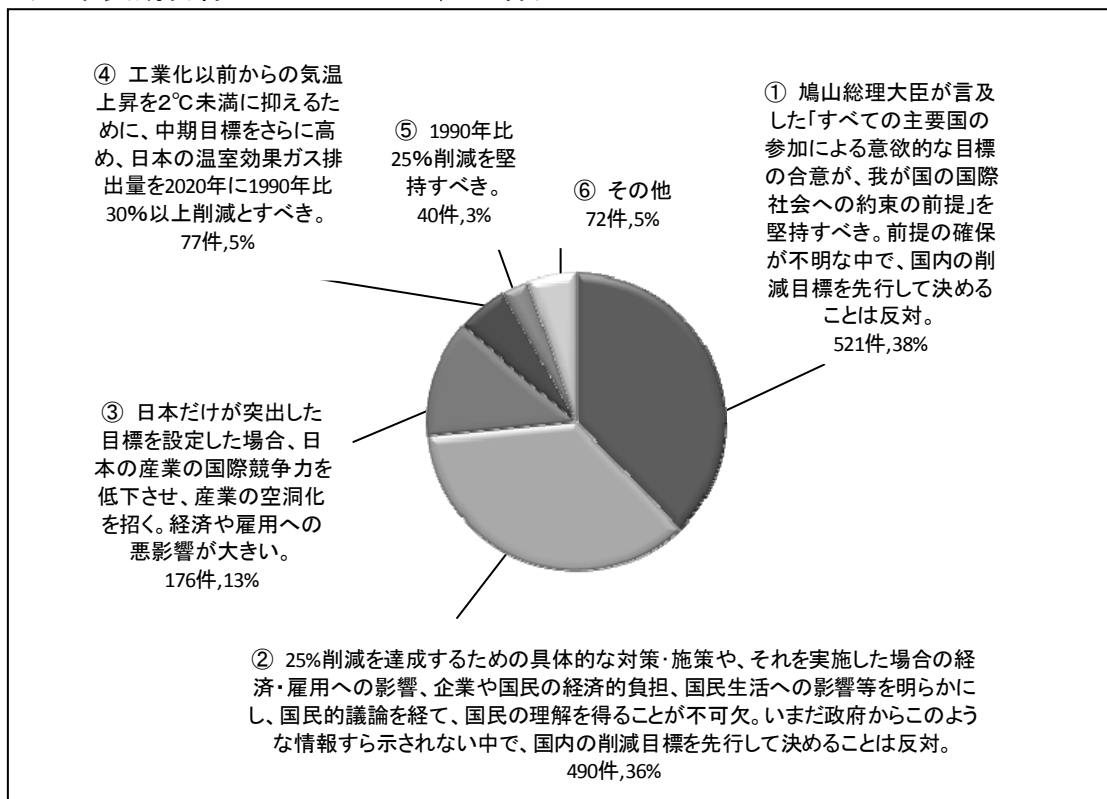
6 自主行動計画推進等に関する要望について

○現状の「国内クレジット（CDM）制度」について

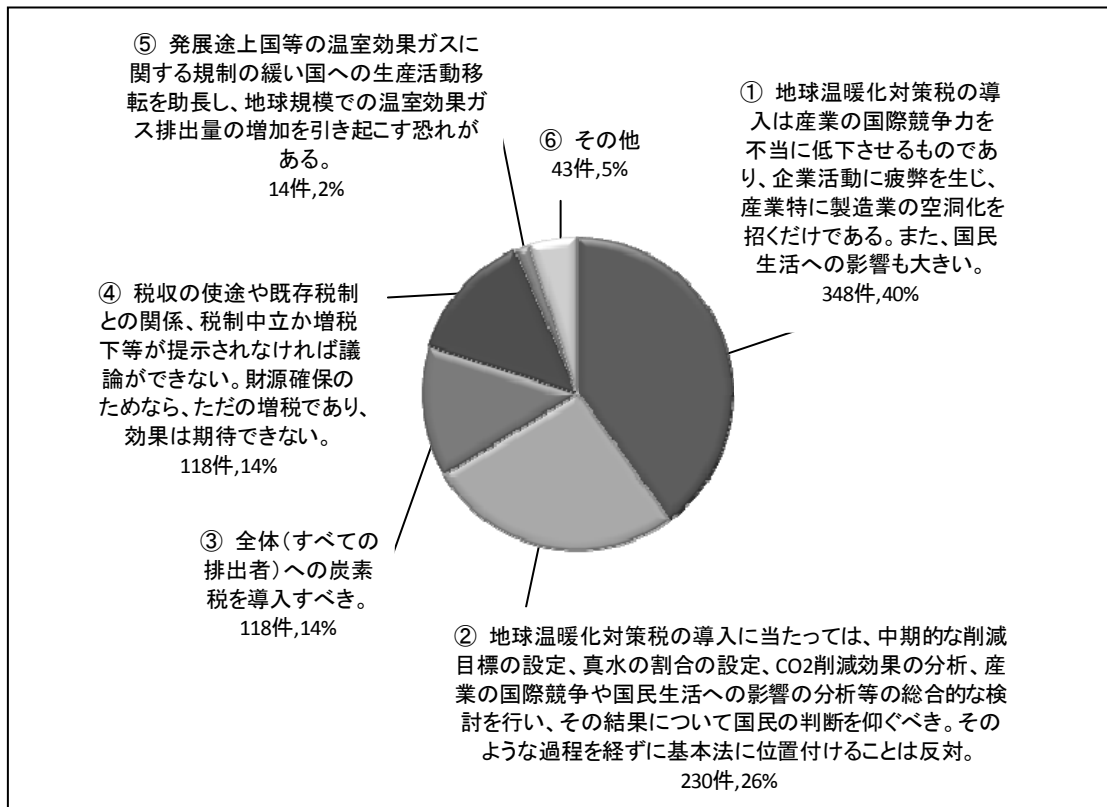
現在行われている「国内クレジット（CDM）制度」の排出削減事業において、「自主行動計画参加病院」が大企業とみなされ、計画参加病院のままでは国内クレジットが認証されず、これが団体の組織的な自主行動計画推進と矛盾していることから、この制度が団体における自主行動計画促進のインセンティブになるよう改変措置を講じていただくことを要望します。

資料 政府が行った「地球温暖化対策基本法」の制定に向けた意見募集（パブリック・コメント）の結果（暫定版）

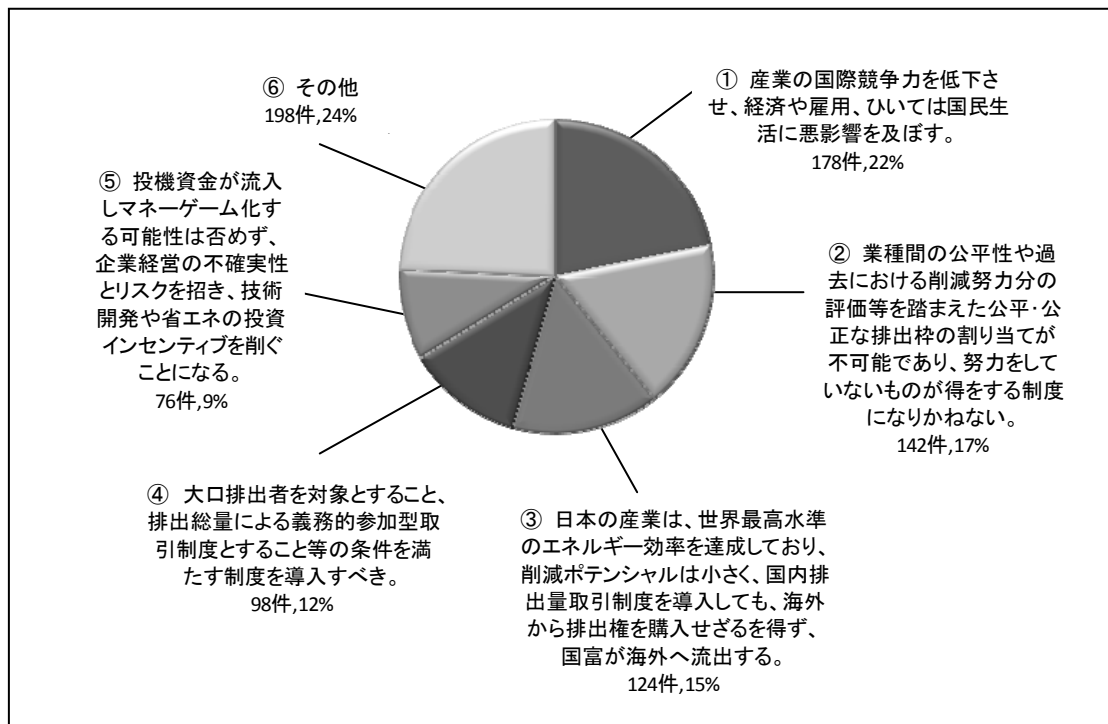
(1. 中長期目標について N=1,376件)



(2. 地球温暖化対策税・税制のグリーン化について N=871件)



(3. 国内排出量取引制度について N=816件)



資料:環境省